

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
規 則	
○北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（循環型社会推進課）	6
告 示	
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....（農業施設管理課）	6
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	7
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	7
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	7
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	8
○急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（砂防災害課）	8
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	9
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	10
道立図書館告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	10
道公安委員会告示	
○良好な風俗環境を保全するために支障がないと認める地域の指定の一部改正.....	11
○善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要がある施設の指定の一部改正.....	11

を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「第12条第3項」を「第12条第5項」に改め、同項第5号中「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に改める。

第7条第3項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、同項第1号中「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

（1）廃棄物処理法第12条第3項又は第12条の2第3項の規定による届出に係る産業廃棄物の保管をする場合

（2）廃棄物処理法第14条第1項又は第6項の許可に係る事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）で保管する場合

第8条第1項第2号を次のように改める。

（2）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第6条の11第2号又は第6条の14第2号に規定する者に処分を委託した場合

第9条中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）」を「政令」に改める。

第10条中「第15条の2の5第1項ただし書」を「第15条の2の6第1項ただし書」に、「第15条の2の5第1項の」を「第15条の2の6第1項の」に改める。

第12条に次のただし書を加える。

ただし、既に設置されている特定施設について、これを廃止し、同一の場所にこれと同一の種類の特定施設を設置しようとするとき、又は同条の規則で定める変更をしようとするときは、第2号から第4号までに掲げる事項を除く。

第12条第2号シ中「第8条第22項」を「第8条第24項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第12条第2号シの改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

規 則	告 示
北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年8月5日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第53号 北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則（平成21年北海道規則第4号）の一部	北海道告示第514号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、下川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。 平成23年8月5日 北海道知事 高 橋 はるみ 就退任の別 就退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所 就 任 平成23. 7.10 理 事 藤 原 基 喜 上川郡下川町上名寄34番地

就任	平成23. 7. 10	理事	上田 富士夫	上川郡下川町西町922番地	に限る。)、1697の2、1698の42
同	同	同	及川 章	同 下川町三の橋192番地	2 指定の目的 土砂の流出の防備
同	同	同	小林 忠義	同 下川町班溪729番地4	3 指定施業要件
同	同	同	品地 和彦	同 下川町上名寄1193番地	(1) 立木の伐採の方法
同	同	同	本田 政久	同 下川町上名寄2584番地	ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
同	同	監事	佐藤 明夫	同 下川町班溪1716番地	字下フラヌイ1697の2地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、1697の9(国有林)、1697の1・1697の2・1697の4・1697の13・1697の15・1698の3・1698の41・1698の42から1698の44まで(以上10筆について次の図に示す部分に限る。)、1697の3
同	同	同	藤原 一行	同 下川町上名寄211番地	イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
退任	同 23. 7. 9	理事	三好 喜代丸	同 下川町上名寄1975番地	ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
同	同	同	小林 忠義	同 下川町班溪729番地4	エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
同	同	同	藤原 基喜	同 下川町上名寄34番地	(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
同	同	同	上田 富士夫	同 下川町西町922番地	(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び富良野市役所に備え置いて縦覧に供する。)
同	同	同	奥村 周正	同 下川町上名寄2873番地	
同	同	同	及川 章	同 下川町三の橋192番地	
同	同	監事	佐藤 明夫	同 下川町班溪1716番地	
同	同	同	藤原 一行	同 下川町上名寄211番地	
北海道告示第515号					
土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、道営土地改良(長節地区畑地帯総合整備[担い手支援型(単独土層改良)](土層改良、暗渠排水))事業の土地改良事業変更計画を定めた。					
その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成23年8月9日から20日間、一般の縦覧に供する。					
平成23年8月5日					
北海道知事 高 橋 はるみ					
北海道告示第516号					
農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。					
平成23年8月5日					
北海道知事 高 橋 はるみ					
1	保安林予定森林の所在場所	富良野市字下フラヌイ1697の2地先・1697の9(以上1筆地先1筆国有林。次の図に示す部分に限る。)、1697の1・1697の3・1697の4・1697の13・1697の15・1698の3・1698の34・1698の35・1698の37・1698の39・1698の41・1698の43・1698の44(以上13筆について次の図に示す部分			

北海道告示第518号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成23年 8 月 5 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 空知郡上砂川町・奈井江町・足寄郡足寄町（以上3町の所在場所 町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
奈井江町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 空知郡上砂川町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林 空知郡上砂川町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4 (1) 指定施業要件変更予定保安林 山越郡長万部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 飛砂の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第519号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 8 月 5 日

北海道知事 高 橋 はるみ

室蘭中島本町3丁目4地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱16号とを結んだ線によって囲まれた区域

市	字	地番	標柱番号
室蘭市	中島本町3丁目	62番19	1
同	同	66番45	2
同	同	66番47	3
同	同	66番42	4
同	同	66番62	5
同	同	70番2	6
同	同	71番70	7
同	同	同	8

室蘭市	中島本町3丁目	70番2	9	(1) 平成23年北海道告示第7号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。
同	同	69番5地先道路敷	10	(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
同	同	77番3	11	(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
同	同	77番13	12	(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
同	同	62番8	13	(5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
同	同	62番34	14	3 条件付一般競争入札参加資格の審査
同	同	62番9	15	(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
同	同	62番15	16	ア 申請の時期 平成23年8月5日（金）から同月17日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
総合振興局告示及び 振興局告示 北海道後志総合振興局告示第26号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成23年8月5日 北海道後志総合振興局長 神 耐 三 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの基本料金の単価及び1枚当たりの単価）及び数量（調達予定数量） ア 複写機の賃貸借契約（入札番号1） 複写機の賃貸借（1台分）一式 イ 複写機の賃貸借契約（入札番号2） 複写機の賃貸借（1台分）一式 ウ 複写機の賃貸借契約（入札番号3） 複写機の賃貸借（1台分）一式 エ 複写機の賃貸借契約（入札番号4） 複写機の賃貸借（1台分）一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契約期間 平成23年10月3日から平成27年9月30日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。 (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。				イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
				ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志総合振興局地域政策部総務課
				(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
				4 契約条項を示す場所 北海道後志総合振興局地域政策部総務課
				5 入札執行の場所及び日時
				(1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志総合振興局地域政策部総務課）
				(2) 入札日時 平成23年8月30日（火）午前10時30分（送付による場合は、同月29日（月）までに必着）
				(3) 開札場所 (1)に同じ。
				(4) 開札日時 (2)に同じ。
				6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
				7 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 平成23年2月22日付け北海道後志総合振興局告示第59号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量140グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道後志総合振興局のホームページ（<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）からダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1月当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448条の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道後志総合振興局地域政策部総務課
(2) 所 在 地 郵便番号 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
電話番号 0136-23-1323

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured:

- Lease of a copyingmachine No. 1: 1 set
Lease of a copyingmachine No. 2: 1 set
Lease of a copyingmachine No. 3: 1 set
Lease of a copyingmachine No. 4: 1 set

B Bid tendering date and time: 10:30 A.M., August 30, 2011

(If mailed, bids must arrive no later than August 29, 2011)

C Contact: Administrative Division, Department of Regional Policy, Shiribeshi General

Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, kita 1-jo, higashi 2-chome, Kutchan-cho,
Abuta-gun, Hokkaido 044-8588 Japan
Phone: 0136-23-1323

北海道釧路総合振興局告示第3号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年8月5日

北海道釧路総合振興局長 村 井 悟

- 落札に係る物品等の名称及び数量
路面清掃車（ブラシ式）1台
（路面清掃車（真空式）1台と交換）
- 落札を決定した日
平成23年7月19日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 英和株式会社
(2) 住 所 大阪府大阪市西区北堀江4丁目1番7号
- 落札金額
32,550,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成23年6月7日付け北海道釧路総合振興局告示第1号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 釧路市双葉町6番10号

道 立 図 書 館 告 示

北海道立図書館告示第17号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年8月5日

北海道立図書館長 河 合 正 月

- 落札に係る物品等の名称及び数量
図書 10,611冊
- 落札を決定した日

平成23年 5 月26日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社紀伊國屋書店 (2) 住 所 東京都新宿区新宿 3 丁目17番 7 号 4 落札金額 19,540,500円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成23年 4 月15日付け北海道立図書館告示第10号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立図書館企画総務部管理課 (2) 所在地 江別市文京台東町41番地	
道 公 安 委 員 会 告 示	
北海道公安委員会告示第81号 昭和60年北海道公安委員会告示第24号（良好な風俗環境を保全するために支障がないと認める地域の指定）の一部を次のように改正する。 平成23年 8 月 5 日 北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子 1 の事項中「田畑病院助産施設」を「田畑産婦人科助産施設」に改める。 3 の事項中「札幌市定山溪温泉東 3 丁目」を「札幌市南区定山溪温泉東 3 丁目」に改める。 北海道公安委員会告示第82号 平成21年北海道公安委員会告示第44号（善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要がある施設の指定）の一部を次のように改正する。 平成23年 8 月 5 日 北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子 4 の事項の表青少年会館の部登別東青少年会館の項を削り、同部長万部町青少年会館の項中「長万部411番地」を「長万部413番地」に改め、同部新ひだか町青少年会館の項中「静内山手町 2 丁目47番地」を「静内山手町 2 丁目 9 番 1 号」に改め、同部大樹町青少年会館の項及び白糠町青少年会館の項を削る。	